

平成29年度 第1回諸塚村農業委員会総会「議事録」

開催期日	平成29年5月26日(金)
時 間	15時55分～17時10分
会 場	諸塚村役場会議室(第2・3委員会室)
出 席	委 員:甲斐重信会長以下8名(全委員) 事務局:事務局長(松村)・書記(中田)

「議事日程」

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による申請について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による申請について
 - 議案第3号 諸塚村農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について
5. 協議・報告事項
6. 閉 会

書記	<p>「午後3時55分開会」</p> <p>定刻前ではありますが全委員お揃いでありましたので、只今から平成29年度第1回諸塚村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、本総会には全委員がご出席しておりまして定足数を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。</p>
甲斐会長	<p>お忙しい中にお集まりいただきありがとうございます。本日は議案3件と協議・報告事項がありますので、忌憚のない意見を出していただきご審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事録署名委員として、3番清水委員、6番藤崎委員を指名いたします。また、本会の書記に事務局職員の中田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。</p>
書記	<p>議案第1号及び議案第2号につきましては、農地法第3条の規定によります所有権の移転申請についてであります。2つの議案とも譲渡人が同一人でありましたので、一括してご説明してよろしいでしょうか。</p> <p>(全委員異議なし)</p> <p>譲渡人であります申請者は宮崎市に在住しておりまして、今後農地の管理が困難になってくるということで、今回の対象農地に隣接する所有者等に譲渡するものです。</p>

所在が大字家代3671番1、地目畑、面積140㎡の案件につきましては、譲受人の自作農地面積は4,476㎡であり、今回の140㎡を加えますと4,616㎡となり、基準面積を満たしております。また、譲受人は若手の農林業後継者であり、地元農事組合法人の役員も務めております。

次に、所在が大字家代3673番1、地目畑、面積198㎡の案件につきましては、譲受人の自作農地面積は6,111㎡、借入農地面積が371㎡であり、今回の198㎡を加えますと6,680㎡となり、基準面積を満たしております。譲受人は現在農林業に従事しておりますが、主に田と茶を中心に経営を行っております。

対象農地の位置及び現況につきましては、お手元の資料をご覧ください。

説明は以上であります。

黒木委員

今回の対象農地につきましては、2件とも私の担当地区内でありましたので、事前に中田書記と現場を確認いたしました。

それぞれの譲受人の農地とも隣接しており、支障なく耕作ができ経営規模の拡大も図られるものと思われまます。

また、双方で話もうまくできているようです。

甲斐会長

それでは、只今説明のありました2件の所有権移転申請についてご意見はありませんか。

(特に意見なし)

議案第1号及び議案第2号について承認される方は、挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

全委員挙手でありますので、議案第1号及び議案第2号については承認されました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

書記

議案第3号につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づきまして、諸塚村農業振興地域整備計画の変更につきまして農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議をお願いいたします。

内容につきましては、申請者は所在大字七ツ山2447番2、地目畑、面積92㎡の所有地に倉庫を建設する計画であり、対象農地が農用地区域となっていることから、今回除外申請を行うものです。

理由につきましては、お手元の理由書等をご覧いただきたいと思います。今回の計画によりまして隣接する農地や排水等に影響を及ぼすことはありません。また、代替地も検討しておりますが、近接します申請者所有の地目山林につきましては、河川沿いであり護岸整備もされていないことから、増水時には崩壊や決壊の恐れがあり、代替地には適さない状況です。

このようなことから、倉庫建設のため今回農用地区域の除外申請を行うものです。ご審議をお願いいたします。

甲斐会長	ご意見はありませんか。今後転用の手続きも必要になると思います。
書記	はい。除外申請には県の事前協議の回答があってから縦覧期間と異議申出期間で約45日かかりますので、並行して申請者は転用許可の手続きを行う必要があります。 本委員会で4条許可の審議が必要となりますので、その折にはよろしく願いいたします。
甲斐会長	何か意見はありませんか。 (特に意見なし) 議案第3号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全委員挙手) 全委員挙手でありますので、議案第3号については異議なしとして承認されました。 議事は以上でありますので、協議・報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。
書記	はじめに、次期農業委員の手続きについてご報告いたします。ご承知のとおり、農業委員会等に関する法律が昨年改正されまして、改正後の農業委員の選出につきましては、公選制から市町村長が議会の同意を得て任命することになりました。 現在、6月16日開会予定の定例議会に次期農業委員の同意案件を上程するよう手続きを進めているところです。
甲斐会長	この件に関して何か質問等はありませんか。 (特になし) それでは次の説明をお願いします。
書記	昨年度本委員会で非農地の判断を行いまして、対象者へ非農地通知書を送付したところでありますが、現在数名の方が法務局で地目変更登記の手続きを行っているようです。 非農地判断をされた対象地の中には農用地区域となっている箇所もありますので、そのような箇所につきましては、今年度から実施いたします諸塚村農業振興地域整備計画の全体見直しの中で対応していく計画であります。
甲斐会長	このことについて何か意見はありませんか。
見原委員	非農地判断をする場合は、周辺農地に与える影響も考える必要があると思います。特に山林にする場合は、植林した樹木が生長することで周辺の農地が日照不足にならないかなど、長い目で見た場合のことも考える必要があると思います。
書記	非農地の判断につきましては、見原委員のご意見のとおり慎重に

	判断する必要があると考えます。
甲斐会長	ほかにご意見はありませんか。 (特になし) 事務局からは他に何かありますか。
書記	特にありません。
甲斐会長	それでは、本会の議長の役目を終わらせてもらいます。
書記	以上をもちまして、平成29年度第1回諸塚村農業委員会総会を終了いたします。お疲れ様でした。 「午後5時10分閉会」

農業委員会等に関する法律及び諸塚村農業委員会会議規則の規定によりこの議事録を作成し、会議内容に相違ないことを証するため署名押印する。

平成29年6月7日

議長(会長) _____

3番 委員 _____

6番 委員 _____